

(様式第2号)

監委第 86号

平成21年12月17日

太田市長 清水 聖義 様
太田市議会議員 高橋 美博 様

太田市監査委員 高橋 嘉一郎
太田市監査委員 荒井 昭男

定期監査結果報告書
(福祉こども部・健康医療部)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1 監査の期間

平成21年12月1日から平成21年12月11日まで

2 監査の方法

定期監査実施にあたっては、各監査対象における平成21年度(平成21年10月31日現在)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に実施されているか監査を実施した。

3 監査の対象

◎ 福祉こども部

(1) 組織

本監査日現在、福祉こども部の職員は217名(内、嘱託職員53名、臨時職員24名)であり、6課、1担当及び1室で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 社会福祉に関する事項
- イ 社会福祉施設に関する事項

○ 社会支援課

(1) 組織

本監査日現在、社会支援課の職員は20名(内、嘱託職員2名、臨時職員2名)であり、社会係、保護管理係、保護係及び監査指導係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 厚生援護に関すること。
- イ 災害救護に関すること。
- ウ 民生(児童)委員に関すること。
- エ 更生保護事業に関すること。
- オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める援護育成及び更生に関すること。
- カ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付に関すること。
- キ 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- ク 福祉会館の管理運営に関すること。
- ケ 社会福祉法人太田市社会福祉協議会その他社会福祉団体との連絡に関すること。
- コ 日本赤十字社との連絡及び献血に関すること。
- サ 社会福祉施設等の監査・指導に関すること。

○ 障がい福祉課

(1) 組織

本監査日現在、障がい福祉課の職員は33名(内、嘱託職員9名、臨時職員1名)であり、からだの福祉係、療育福祉係、こころの福祉係、事業管理係、太田事業係、尾島事業係、新田事業係及び藪塚本町事業係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 身体障がい者福祉に関すること。
- イ 知的障がい者福祉に関すること。
- ウ 障がい児の福祉に関すること。
- エ 精神障がい者福祉に関すること。
- オ 難病患者福祉に関すること。
- カ 福祉作業所の管理運営に関すること。
- キ 在宅重度心身障がい者等デイサービスセンターの管理運営に関すること。
- ク 地域活動支援センターの管理運営に関すること。

○ 西部地域福祉課

(1) 組織

本監査日現在、西部地域福祉課の職員は16名(内、嘱託職員6名)であり、管理係、住民福祉一係、住民福祉二係、尾島福祉係及び藪塚本町福祉係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 福祉に関すること。
- イ 新田庁舎の維持管理に関すること。

○ 元気おとしより課

(1) 組織

本監査日現在、元気おとしより課の職員は10名（内、嘱託職員2名）であり、いきがい推進係及び施設整備係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 高齢者のいきがい推進及び相談に関すること。
- イ 高齢者福祉関係団体に関すること。
- ウ 老人福祉施設に関すること。
- エ 尾島健康福祉増進センターに関すること。
- オ 社団法人太田市シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。
- カ 養護老人ホームに関すること。
- キ 尾島いきがいセンターに関すること。
- ク 新田福祉総合センターに関すること。
- ケ 地域密着型サービス事業者の指定に関すること。

○ 高齢者福祉センター担当

(1) 組織

本監査日現在、高齢者福祉センター担当の職員は17名（内、嘱託職員5名、臨時職員2名）であり、高齢者総合福祉センター、第一老人福祉センター、第二老人福祉センター、老人福祉センターかたくりの里及び藪塚本町憩の家で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 老人福祉センターの管理運営に関すること。
- イ 藪塚本町憩の家の管理運営に関すること。

○ こども課

(1) 組織

本監査日現在、こども課の職員は24名（内、嘱託職員7名、臨時職員1名）であり、学事そうだん係、児童母子係及び保育係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 幼稚園に関すること。
- イ 児童に係る相談及び指導に関すること。
- ウ 少子化対策に関すること。
- エ 次世代育成支援行動計画に関すること。
- オ こども環境ISOに関すること。
- カ 児童・母子福祉に関すること。
- キ 児童手当、児童扶養手当及び児童福祉手当に関すること。
- ク 交通遺児及び労働災害遺児入学金贈呈に関すること。
- ケ 保育園に関すること。
- コ 各種協議会に関すること。

- サ 認可外保育施設に関すること。
- シ 児童及び生徒の就学並びに異動に関すること。
- ス 教育総務課との連絡調整に関すること。
- セ 学校指導課との連絡調整に関すること。

○ 児童施設課

(1) 組織

本監査日現在、児童施設課の職員は88名（内、嘱託職員22名、臨時職員17名）であり、児童施設総務係、生品幼稚園、綿打幼稚園、藪塚本町幼稚園、藪塚本町南幼稚園、児童センター及び新田第一保育園で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 公立の幼稚園及び保育園の管理運営に関すること。
- イ 児童館及び放課後児童クラブ等の管理運営に関すること。
- ウ 児童施設の設置及び改修整備に関すること。
- エ 児童館運営委員会に関すること。

○ 子育て支援室

(1) 組織

本監査日現在、子育て支援室の職員は5名（内、臨時職員1名）である。

(2) 事務分掌

- ア 第3子以降子育て支援に関すること。
- イ 子育て支援策の拡充に関すること。
- ウ 事業者への子育て環境支援に関すること。

◎ 健康医療部

(1) 組織

本監査日現在、健康医療部の職員は181名（内、嘱託職員32名、臨時職員12名）であり、4課及び1センターで構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 保険事業及び医療年金に関する事項
- イ 保健衛生に関する事項
- ウ 介護保険に関する事項

○ 健康づくり課

(1) 組織

本監査日現在、健康づくり課の職員は64名（内、嘱託職員3名、臨時職員3名）であり、管理予防係、母子保健係、成人保健係、健康増進係、医療施設整備係、尾島保健センター、新田保健センター及び藪塚本町保健センターで構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 保健センターの管理運営に関すること。
- イ 予防接種及び結核検診に関すること。
- ウ 母子保健事業及び健康増進事業に関すること。
- エ 健康づくり推進事業に関すること。
- オ 地域保健事業の計画及び指導に関すること。
- カ 感染症予防に対する関係機関との連絡調整に関すること。
- キ 医療施設に関する調査及び研究に関すること。
- ク 医療機関との連絡調整に関すること。
- ケ 財団法人太田市健診センターとの連絡調整に関すること。
- コ 総合健康センターに関すること。

○ 国民健康保険課

(1) 組織

本監査日現在、国民健康保険課の職員は32名（内、嘱託職員11名、臨時職員6名）であり、国保一係、国保二係及びレセプト点検係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 国民健康保険事業に関すること。
- イ 国民健康保険運営協議会に関すること。

○ 医療年金課

(1) 組織

本監査日現在、医療年金課の職員は27名（内、嘱託職員4名）であり、医療助成係、国民年金係及び後期高齢者医療係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 福祉医療費に関すること。
- イ 国民年金に関すること。
- ウ 後期高齢者医療に関すること。

○ 介護サービス課

(1) 組織

本監査日現在、介護サービス課の職員は47名（内、嘱託職員12名、臨時職員3名）であり、管理係、介護サービス係、認定係、介護保険料係、包括支援センター係及び介護予防係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 介護保険事業に関すること。
- イ 介護保険適用外介護サービスに関すること。
- ウ 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。
- エ 地域包括支援センターに関すること。

オ 介護予防事業に関すること。

○ 藪塚本町医療センター

(1) 組織

本監査日現在、藪塚本町医療センターの職員は9名（内、嘱託職員2名）であり、国民健康保険診療所及び介護老人保健施設で構成されている。

(2) 事務分掌

ア 国民健康保険診療所に関すること。

イ 介護老人保健施設に関すること。

4 監査の結果

◎福祉こども部

(1) 執行状況

予算の執行状況及びその他財務に関する事務の執行状況は、一部に改善・是正を要するものがあつたほかは、おおむね適正なものと認められた。今後の事務執行にあたっては、十分留意するとともに、改善を要するものについてはその措置を講ずるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

(2) 指摘事項

公金の取扱いについては、内部けん制組織を整備し、管理を徹底されたい。

◎健康医療部

(1) 執行状況

予算の執行状況及びその他財務に関する事務の執行状況は、おおむね適正なものと認められた。